

奈良県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和郡山広陵線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
1 0 8	生駒郡安堵町大字東安堵二〇五番 八先から 生駒郡安堵町大字東安堵四八〇番 一先まで	

四 供用開始年月日

令和四年四月十五日